契約の保証について（工事）

1　落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

なお、(3)から(5)については、当該保険証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保険証券を提出したものとみなす。

(1) 契約保証金に係る契約保証金領収書の提示

〔注〕ア　契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）を払い込んで、交付を受けること。

イ　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ウ　請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第234 条の２第２項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ　請負者は、発注者へ工事目的物の引渡し後、契約保証金の払渡を求める旨の請求をすること。

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

〔注〕ア　契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及び担保価格は、次のいずれかに限るものとする。

１　福島県債証券	額面金額
２　国債証券	額面金額の１０分の８

イ　保管有価証券領収書は、福島県出納局出納総務課又は県中地方振興局出納室に契約保証金の金額に相当する担保価格の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ウ　上記イの有価証券が記名証券の場合は、その払い込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

エ　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

オ　請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第 234 条の２第２項の規定により福島県に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

カ　請負者は、発注者へ工事目的物の引渡し後、有価証券の払渡を求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

〔注〕ア　債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。

イ　保証書の宛名の欄には「福島県県中保健福祉事務所長　吉田　千津子」と記載するように申し込むこと。

ウ　保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであるこ

と。
エ　保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
オ　保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
カ　保証期間は、工期を含むものとすること。
キ　保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後６カ月以上確保されるものとすること。
ク　請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
ケ　請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
コ　請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ工事目的物の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4)　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

〔注〕ア　公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
イ　公共工事履行保証証券の宛名の欄には「福島県県中保健福祉事務所長　吉田　千津子」と記載するように申し込むこと。
ウ　証券上の主契約の内容として工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
エ　保証金額は、請負代金額の 10 分の１の金額以上とすること。
オ　保証期間は、工期を含むものとすること。
カ　請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
キ　請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5)　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

〔注〕ア　履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
イ　履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
ウ　保険証券の宛名の欄には「福島県県中保健福祉事務所長　吉田　千津子」と記載するように申し込むこと。
エ　証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
オ　保険金額は、請負代金額の 10 分の１の金額以上とすること。
カ　保険期間は、工期を含むものとすること。
キ　請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
ク　請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第 234 条の２第２項の規定により福島県に帰属する。
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

２　１の規定にかかわらず、落札額が 500 万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。
ただし、契約締結後、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が 500 万円以上となるときには、約款第４条に規定する契約の保証を付すものとし、この場合は１の規定を準用する。